

# 別府市資源活用事業チャレンジ補助金募集要項

## 1 目的

地域産業の振興を図るため、本市における資源を直接事業に活かした画期的なビジネスモデルの構築などに向けてチャレンジしようとする中小企業者に対し、予算の範囲内において別府市資源活用事業チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

※本市における資源とは、「温泉」「国際色」「景観」「竹細工」など、事業者が考える資源

## 2 補助対象事業

別府市における資源を直接事業に活かし、並びに地域産業への貢献及び効果があり、かつ、当該事業の計画に妥当性、継続性及び成長性が期待できる事業で、次の各号のいずれかに該当する事業

### 【拡充枠】

- (1) 事業を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供する事業

※事業とは、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。

### 【チャレンジ枠】

- (2) 新たな事業を開始し、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供する事業
- (3) 申請日の属する年度の4月1日以降に創業した者が行う事業

※創業とは、次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでない個人が所得税法（昭和40年法律第33条）第229条に規定する開業の届出をして、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

- (4) 市長が指定する又は認める事業

## 3 補助対象者

補助金の交付の対象となる中小企業者（※1）（法人にあつては、当該法人。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に住所及び事業所等を有すること。（※2）
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 申請日から申請日の属する年度の1月31日までの期間における事業費の総額の1割程度の自己資金を有すること。
- (4) 許認可等を必要とする事業にあつては、当該事業について必要な許認可等を受けること。
- (5) 過去に別府市から申請事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 申請事業に係る国又は他の地方公共団体の補助制度を受けていないこと。
- (7) 創業者が行う事業については、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた別府市創業支援等事業計画に記載されているもののうち、同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による創業相談又は経営指導を受けていること（創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業による支援を受けていること）

(8) 本市に新たに事業所等を設置する者については、申請日の属する年度の1月31日までに設置すること。

(※1) 中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であり、以下の(ア)に示す基準を満たしている企業もしくは個人であること、および(イ)・(ウ)のいずれにも該当しないことが条件です。

(ア) 中小企業者の資本金基準又は従業員基準

(資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと)

(常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。)

業種(主たる事業として営む事業)	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(イ) 同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している

(ウ) 複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している  
なお、大企業は(ア)に定める中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

(※2) 基本的に本社が別府市内にあることが必要です。ただし、当該事業の実施にあたり、本社が別府市外でも、別府市内に事務所又は事業所等を有し、別府市に法人市民税を納付している又は「法人等の設立・支店等の設置届」を提出している場合には、それを持って別府市内の事業者とすることができます。(個人事業主の場合は、補助対象期間最終日までに別府市内に住所を有すること。)

次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- ・仮設又は臨時の店舗、その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- ・その他市長が適当でないとする者

#### 4 対象経費

(1) 補助対象経費

ア 原材料費

▶ 試供品・サンプル品の製作に係る経費として明確に特定できる経費

※ 明らかに量産に使用するものは補助対象外とする。

イ 設備費

▶ 店舗・事務所等の改築工事等費用、当該事業に必要な機械設備等、工具器具等の購入、据付けに要する経費

※ 明らかに量産に使用するもの、著しく汎用性の高いものは補助対象外。ただし、事業に不可欠な場合は、購入でなく、リースで扱うことが可能（詳細は、「オ 賃借料」参照）

ウ 販路開拓費

▶ 販路開拓や販路拡大に要する経費

(例: 広告宣伝費、国内外展示等への出展・運搬費用、出展用パネル作成費用、チラシ・パンフレット作成費用、ホームページ開設費、販路開拓・拡大に関する市場調査費用 等)

※ 「販路開拓費」の補助対象経費の上限は、総事業費から消費税及び地方消費税の額を控除して得た額の1/5 を超えない額とする。

※ 販促用品(ペンやメモ帳、ステッカー、シール等)は補助対象外とする。

エ 開発外注費

▶ 自社内では不可能な該当事業に必要な開発の一部について、外部の事業者等に外注(例: ソフトウェア開発、デザイン、市場調査等)や、大学、試験研究機関、外部専門機関等に試験、調査、分析、検査等を委託する場合(例: 製品の試験や分析評価、事業化可能性調査等の委託)に要する経費

※ 「開発外注費」の補助対象経費の上限は、総事業費から消費税及び地方消費税の額を控除して得た額の1/2 を超えない額とする。

※ 明らかに量産に使用するもの、著しく汎用性の高いもの、外注委託先の資産となるものは補助対象外とする。

オ 賃借料

▶ 機器・設備類のリース・レンタル

▶ 会議等会場借上等に要する経費

※ 長期間でリースする場合又は、高額な機器・設備等をリースする場合は、基本的には3年リース(36ヶ月)以上とし、その内、補助対象期間にかかるリース代のみを補助対象経費とする。ただし、補助対象期間内でのリース代の前倒し支払は認めない。

カ 技術指導に係る委託費又は謝礼金

▶ 大学、研究機関、専門機関等から技術指導等を受ける場合に要する委託費や謝金等

※ 技術習得講習会等への社員研修参加費は補助対象外。

キ 産業財産権の譲受け又は取得に要する経費

▶ 本事業で開発した製品等の特許・実用新案等の出願、及び研究開発に不可欠な特許・実用新案等(登録、出願され、存続しているもの)で他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料含む)を受ける場合の経費

※ 行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)は補助対象外。

## (2) 補助対象外の経費

次の経費は補助対象経費にはなりません。

- ・補助対象物件や所定の帳簿類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）の確認ができない場合
- ・各種税金（収入印紙や消費税及び地方消費税含む）、各種保険料、振込手数料等の各種手数料
- ・求人広告
- ・プリペイドカード、商品券等の金券、賞金
- ・飲食費、宿泊費、交通費、遊行、娯楽、接待の費用
- ・光熱水費、通信費（切手代、電話代、インターネット利用料金等）、燃料費
- ・賃貸借物件等の賃貸料、共益費、保証金、敷金、仲介手数料等これに類する経費
- ・自動車等の車両の購入費、修理費・車検費用
- ・参考文献、図書、資料購入費
- ・明らかに量産に使用するもの
- ・建屋、パソコン、プリンター、机、椅子、棚等の汎用性の高い機器等の購入や建設（※パソコンやプリンター、ソフトウェア、機器や設備の場合は、購入ではなく賃借料（リース）で計上することが可能）
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、棚等の什器、事務機器等）
- ・販促用品（ペンやメモ帳、ステッカー、シール等）（※成果物の紹介チラシ・パンフレット等は補助対象とする）
- ・借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・申請日以前に既に借用している機械機器等の賃借料
- ・補助事業に直接関係があると認められない経費（例：タバコ等の嗜好品や懇談会や研修会、講習会、セミナー参加に係る経費等）
  - ・物品購入や役務に対する見積から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われない場合
- ・他社発行の手形により支払われている経費
- ・その他助成対象事業の経費として内容及び使用数量を明確に特定することが困難な費用
- ・上記のほか、公的資金の使途として社会通念上、不適切な経費

## 5 補助金の額

予算に定める範囲内で、補助対象経費の2/3以内

(1,000円未満切捨て)

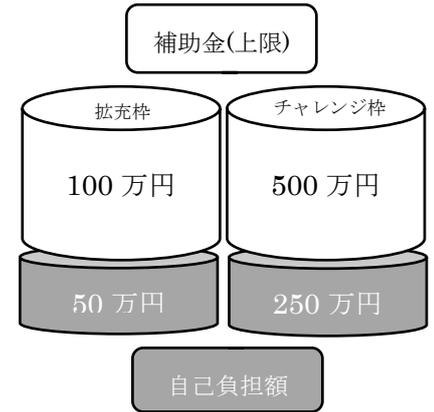
上限：拡充枠 100万円 チャレンジ枠 500万円

また、補助事業完了後に補助金交付となりますので、補助対象期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

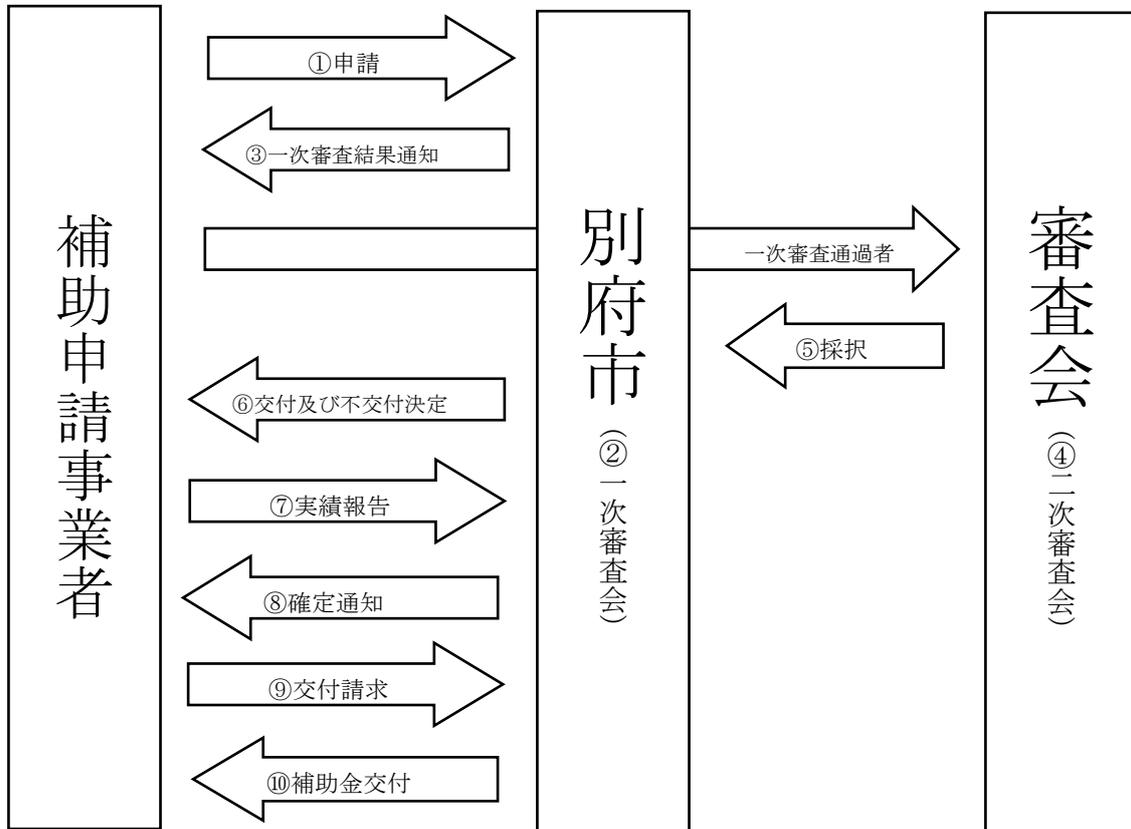
(拡充枠 補助対象経費：150万円 補助金額：100万円)

(チャレンジ枠 補助対象経費：750万円 補助金額：500万円)

※ 審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。



## ● 事業のスキーム



〈応募から補助金交付までの流れ〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請			→									
審査・交付決定					→							
補助対象期間			→									
実績報告期間									→			
補助金請求									→			

● 補助対象期間

申請日～令和5年1月31日

※補助対象事業の完了日は、補助対象経費の支払期間であり、最終支払日は交付決定日から令和5年1月31日までの間となります。

● 募集期間

令和4年6月1日（水）～令和4年8月10日（水）

6 募集手続きの概要

(1) 募集締切

令和4年8月10日（水）17時厳守

※ 提出書類に不備があれば受付できない場合があります。募集締切までに補正が完了するよう余裕を持った提出に努めてください。

(2) 提出書類

ア 別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）

: 正本1部 副本5部（正本の写し可）

イ 事業計画書（様式第2号）

: 正本1部 副本5部（正本の写し可）

ウ 登記事項証明書（写し可。令和4年4月1日以降のもの）（法人の場合に限る）

: 正本1部

エ 住民票の写し（写し可。令和4年4月1日以降のもの）（個人の場合に限る）

※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「30条45区分」「在留資格」「在留期間等在留期間満了

日」の項目が明記されたものを提出してください。

: 正本1部

オ 決算書の写し（法人の場合に限る）

: 正本1部

カ 確定申告書の控え（個人の場合に限る）

: 正本1部

キ 市税納税証明書（写し可）（法人の場合は当該法人のもの。令和4年4月1日以降もの）

: 正本1部

※ 転入後1年未満又は転入予定の場合は転出（予定）元の市税に滞納がないことの証明書（納税証明書等）

ク 自己資金が証明できる預金通帳、残高証明等の写し

: 正本1部

ケ 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）

: 正本1部

コ 誓約書（様式第3号）

: 正本1部

サ 見積書の写し

: 正本1部

シ 履歴書（創業した者が行う事業の場合に限る。法人にあっては当該法人の代表者のもの）

: 正本1部

ス 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明）（創業した者が行う事業の場合に限る）

: 正本1部

セ その他市長が必要と認める書類

### (3) 提出場所

別府市役所4階 産業政策課

※ 申請書等に記入のうえ、必要書類を添付して、担当窓口まで持参してください。提出時に、内容確認のため聞き取りを行いますので、内容説明ができる方がお持ちください。

## 7 審査等

申請書類提出後、審査は提出書類をもとに行う一次審査会と外部審査員等による二次審査会（プレゼンテーション審査）を行います。ただし申請件数が8件以下の場合是一次審査を行いません。審査の結果（不採択の理由等）に関するお問合せには一切応じかねますので予めご了承ください。

### (1) 審査内容

ア 一次審査会（全ての方）

提出書類をもとに、「3 補助対象者」に適合しているかに加え、次の審査基準に沿って審査します。また、要件を満たしていない場合又は提出必要書類が揃っていない場合等は、不採択とな

ります。一次審査の結果については8月末頃にお知らせします。

イ 二次審査会（一次審査を通過した方）

外部専門家等の審査委員が提出書類とプレゼンテーション（4分程度）をもとに次の審査基準に沿って審査します。二次審査の結果については9月末頃にお知らせします。

(2) 審査基準

一次審査、二次審査どちらも次の審査基準に基づき行われます。また、NO. 2, 5の項目がともに6割に達していなければ不採択となります。

NO.	項目	着眼点	配点
1	動機、課題把握	事業の動機が明確か。 地域の現状を把握し、地域課題が的確に設定されているか。	20
2	地域資源の活用	別府市の地域資源を直接的・効果的に活用した事業であるか。	25
3	計画性・将来性	明確なビジョンがあり、実現可能な計画を立てているか。	15
4	地域への貢献・効果	事業が別府市の地域産業・地域住民へ寄与するものか。	15
5	独創性・新規性	画期的なビジネスモデルであるか。	25
合計			100

**8 補助金交付決定**

審査結果を受けて、補助金交付の可否を別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知します。交付決定額は申請内容を精査の上、審査会にて決定します。申請時の交付申請額より減額となる場合があります。

なお、交付決定者の事業者名、事業名、事業内容、交付決定額は市ホームページにて公開します。

※ 市が通知する交付決定額は補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、当初決定し、通知した交付決定額を増額することはできません。

**9 実績報告書の提出**

交付決定を受けた場合、令和5年2月28日又は補助対象期間の満了する日から起算して30日以内のどちらか早い日までに、別府市資源活用事業チャレンジ補助金実績報告書（様式第7号以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 事業に係る経費の明細表及び支払を証明する書類
- (2) 設備等の整備が完了した後、事業所等の状況がわかる写真
- (3) 申請の際に未提出の書類
- (4) 登記事項証明書又は住民票の写し（写し可）（申請の際に市内に住所を有していなかった者に限る。）

※ 消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して実績報告してください。

（注）消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入れに伴い、消費税および地方消費税の還付金が発生することとなるため、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額について、減額することとします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

## 10 補助金の支払

実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、補助金確定額を別府市資源活用事業チャレンジ補助金額確定通知書（様式第8号）により、通知します。通知を受けて、別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付請求書（様式第9号以下「請求書」という。）により請求してください。請求書提出後、1か月程度で支払となります。

## 11 その他

- (1) 補助金交付決定後の内容を変更し、又は補助金交付の対象となった事業の中止若しくは廃止しようとするときは、別府市資源活用事業チャレンジ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に変更に係る書類を添付して、事前に市の承認を受けなければなりません。ただし、計画書の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。
- (2) 補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して**3年間、毎事業年度の終了後3月以内に報告書及び決算書を提出**してください。
- (3) 補助事業により取得し又は効用の増加した設備等は、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図り、補助対象期間末日から5年間は処分してはいけません。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業所等において従業員の2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該従業員が有期雇用である場合又はパートタイム雇用である場合は期間の定めのない正規雇用に移行するように努めてください（努力義務）。
- (5) 以下に該当すると認められるときは、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらいます。
  - ア 別府市補助金等交付規則及び別府市資源活用事業チャレンジ補助金交付要綱の規定に違反したとき。
  - イ 提出書類に偽りの記載があったとき。
  - ウ その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (6) 同一者での応募は1件とします。
- (7) 応募に要する経費は申請者の負担となります。
- (8) 提出書類は、必ず日本語で記入してください。

### 【問合せ先】

別府市 観光・産業部 産業政策課

電話 (0977) 21-1132

FAX (0977) 23-0552

Mail cin-te@city.beppu.lg.jp